

国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループの設置について

平成14年6月17日

1. 設置の趣旨

証券決済制度改革の検討を進める中で、国債の清算業務のあり方について早急に検討する必要があるとの意見が関係者から寄せられたこと等を受け、平成13年5月、市場関係者等を中心とした「国債の清算機関等に関する勉強会」(以下「勉強会」という。)が設置され、これまで勉強会では清算機関の設立を前提に業務内容を整理した素案作りを行ってきたところである(勉強会は、国債清算機関の検討に一応の区切りができたことから、去る4月12日の会合をもって解散している)。

また、証券受渡・決済制度改革懇談会においても、平成12年3月、「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」の中で、「今後の国債発行増等も考慮すると、清算機関の設立などについて早急な検討が望まれる。」と提言しており、今後、国債清算機関設立構想を検討するに当たっては、同懇談会と有機的な繋がりを持って進める必要がある。

そこで、国債の清算機関設立に向けた、より具体的な策を検討することを目的に、証券受渡・決済制度改革懇談会の下に国債取引に関係する各業界団体の代表を参加者として構成した「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ」(仮称)を設置し、機動的かつ効率的な運営を図ることとする。また、同ワーキング・グループの検討については、議論を効率的に行うために参加者を絞った形で行うものの、検討内容については幅広く周知し、かつ意見も募る必要があることから、参加している各業界団体等を通じてその会員各社(行)など広く関係者に検討内容を公表し、そこから寄せられた意見をワーキング・グループの検討に適宜反映させることとする。

2. 検討事項

我が国の国債清算機関の設立に向けて、勉強会で提示された素案をもとに、より具体的な業務等のあり方、それら具体策に対するフィージビリティ(実行可能性)の確保等に係る課題について検討を行う。

その中でも喫緊の課題である、詳細な業務内容の確定、及びそれに伴うシステム等の費用の算出に係る議論をまず行うこととする。

3. メンバー構成等

関係業界(証券業界、銀行業界、信託業界)を基準に選定する。

(ア)メンバーは8社程度とする。

(イ)オブザーバー若干名を置く。

4. 事務局

事務局は日本証券業協会が行う。

5. 検討期間

平成14年9月末を検討期間の目途とする。

以上